

議案第32号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市農業共済条例(昭和42年条例第11号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宝塚市(以下「市」という。)が<u>農業災害補償法</u></p> <hr/> <p>_____(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、園芸施設共済にあつては第3号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し、又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。)が<u>農業災害補償法施行規則</u></p> <hr/> <p>_____(昭和22年農林省令第95号。以下「法施行規則」という。)第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宝塚市(以下「市」という。)が<u>農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)</u>による改正前の<u>農業災害補償法</u>(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、園芸施設共済にあつては第3号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し、又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。)が<u>農業災害補償法施行規則の一部を改正する規則(平成29年農林水産省令第63号)</u>による改正前の<u>農業災害補償法施行規則</u>(昭和22年農林省令第95号。以下「法施行規則」という。)第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防</p>

止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)を除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2～5 (略)

(共済掛金率)

第70条の12 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(同項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。\_\_\_\_\_)ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第70条の13 市長は、園芸施設共済の共済掛金率 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならな

止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)を除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2～5 (略)

(共済掛金率)

第70条の12 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(同項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。次項において同じ。)ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

2 法施行規則別表のプラスチックハウスⅡ類の区分に属する特定園芸施設に係る園芸施設共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第3項の園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第70条の13 市長は、園芸施設共済の共済掛金率、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称(園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。)及び住所、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならな

い。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

い。 ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。 ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。